ACSES ニュースレター_１９７５号（2020 年 11 月 5 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:ノートパソコンで火災等<消費者庁>
◇事故、事件の続報
・化学物質の濃度、通常の 200 倍　神奈川・横須賀の異臭<Web 報道>
・[モーリシャス] 環境への影響長期化に懸念　重油流出 3 カ月、除去難航<Web 報道>
・２大学に爆破予告の疑い　22 歳阪大大学院生を逮捕　人気 YouTuber かたり<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・中央道またぐ橋に鉄筋不足　大島産業施工、他の橋も疑い／地震で倒壊恐れも　中央道またぐ橋に施工不良　中央道またぐ市道の橋に耐震施工不良　鉄筋が不足、再施工へ　東京・日野<新聞報道>／「責任は免れない」　中央道 NEXCO 耐震補強工事、元請け業者が「鉄筋なし」認める<Web 報道>
・大川小で新校長に研修実施、宮城　児童 74 人が犠牲、遺族を講師に<Web 報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 健康安全
◇妊婦の血中カドミウム濃度と児の出生時体格の関連について：子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）での研究成果<国立環境研究所>
[4] 医薬品
◇動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第 76 号）<官報>
◇抗菌薬、正しく使って　処方量多い２０～３０代女性　専門家、薬剤耐性菌増を懸念<新聞報道>
[5] 肥料
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件（農林水産省告示第 2159 号）<官報>
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件（農林水産省告示第 2160 号）<官報>
[6] 食品安全衛生関係
◇英国産家禽の輸入を一時停止　農水省、鳥インフル発生<Web 報道>
[7] 廃棄物関係
◇ペットボトル原料、化石由来をゼロに　サントリーの挑戦<新聞報道>
[8] 温暖化対策関係
◇アメリカ パリ協定から正式離脱 地球温暖化対策の国際的枠組み<放送報道
◇菅首相、原発新増設「現時点で考えず」　温室ガス「５０年ゼロ」達成で―衆院予算委<Web 報道>
◇気候安全保障とはなにか ～まだ知らない気候変動のリスクに気づく～<国立環境研究所>

釣船草（吊舟草、ツリフネソウ）

◇世界の一酸化二窒素（N20）収支 2020 年版を公開〈国立環境研究所〉
◇地球温暖化が近年の日本の豪雨に与えた影響を評価しました〈国立環境研究所〉
[9] その他省庁発表　　１件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　２件　　[開催記録、報告、資料等]　　１件
[11] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇その他：３件
[付録]
◇日本学術会議　任命拒否問題
〇マスコミ報道

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:ノートパソコンで火災等
＜消費者庁　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021927/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_201104_01.pdf
１．ガス機器・石油機器に関する事故該当案件：なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件
　（うちノートパソコン１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：３件
　（うちパワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件、ヘアドライヤー１件、レンジフード１件）

◇事故、事件の続報

・化学物質の濃度、通常の 200 倍　神奈川・横須賀の異臭
＜共同通信　2020 年 11 月 4 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/aa7b86f9ca68fcc3245df2c32f31c754024bc63f
　神奈川県は 4 日、同県横須賀市で 10 月 26 日に異臭が発生した際に採取した大気を分析した結果、ガソリンなどが蒸発したガスに含まれる化学物質が、通常の最大約 200 倍の濃度で検出されたと発表した。これまでに県内で異臭が発生した際に検出した成分とほぼ同じだが、濃度は大きく上回った。原因は特定できていない。
　県は「これまでに比べて高濃度だが、異臭を感じた時間が短いため直ちに健康に影響を及ぼす恐れはない」としている。
　県によると、10 月 26 日に採取した異臭からはイソペンタンやペンタン、ブタンが通常の約 90～200 倍の濃度で検出された。

・[モーリシャス] 環境への影響長期化に懸念　重油流出 3 カ月、除去難航
＜共同　2020 年 11 月 4 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/73c2ff10ee23fc32eb9dc7126fa53a6ee82390d2
　モーリシャス沖で発生した日本の貨物船の重油流出事故から 3 カ月となる 6 日を前に、環境保護団体「モーリシャス野生生物基金」の保護責任者ビカシュ・タタヤ氏が電話取材に応じた。現時点で生態系への異変は公式には確認されていないが、マングローブ林の油除去が難航し「何カ月、何年も先に影響が出るかもしれない」と懸

念した。
　海面の油は回収され、タタヤ氏は「海は見違えるほどきれいになった」と指摘。希少生物が生息し座礁現場に近い小島では、避難させていた鳥などを島に戻し、観光客も近く上陸できるようになる見通しだ。

・２大学に爆破予告の疑い　22 歳阪大大学院生を逮捕　人気 YouTuber かたり
＜毎日新聞　2020 年 11 月 4 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/62e157a9e30efad07a10fce931a659f7e1531877
　高知大と高知県立大への爆破予告をインターネット掲示板に投稿したとして、警視庁捜査 1 課は 4 日、大阪大大学院生の福山紘基容疑者（22）＝奈良市あやめ池南 6＝を威力業務妨害容疑で逮捕した。投稿は、福山容疑者が参加するネット上のグループと対立する人気ユーチューバーの名前で行われていた。東京都内では 1～9 月に、このユーチューバーやグループの名前を使った大学や自治体などへの爆破予告が約 130 件あり、同課は関連を調べている。
　逮捕容疑は 7 月 31 日、ネット掲示板で、高知大と高知県立大を名指しして「主要建物を 8 月 7 日に爆破する。キャンパス最寄り駅にダイオキシンを散布する」などと投稿し、両大学の授業を休講させたなどとしている。「書き込みはしていない」と容疑を否認している。
　同課によると、投稿には、今年 6 月に大阪大が大阪公立大（2022 年度開学予定）の英語表記について「学術論文などで混乱を招く」として再考を求めた際、吉村洋文・大阪府知事が高知の両大学を例に挙げて「問題ない」との見解を示したことへの不満がつづられていた。

□*大災害、原発事故対策*
[大震災対策]
・中央道またぐ橋に鉄筋不足　大島産業施工、他の橋も疑い
＜朝日新聞　2020 年 11 月 4 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASNC47KN8NC40IPE028.html?iref=comtop_BreakingNews_list
・地震で倒壊恐れも　中央道またぐ橋に施工不良
中央道またぐ市道の橋に耐震施工不良　鉄筋が不足、再施工へ　東京・日野
＜毎日新聞　2020 年 11 月 4 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201104/k00/00m/040/357000c
・「責任は免れない」中央道 NEXCO 耐震補強工事、元請け業者が「鉄筋なし」認める
＜文春オンライン　2020 年 11 月 3 日＞
https://news.goo.ne.jp/article/bunshun/nation/bunshun-41305.html
---

・大川小で新校長に研修実施、宮城　児童 74 人が犠牲、遺族を講師に
＜共同通信　2020 年 11 月 4 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/3a59b1891b7a3e9e371c055bb2325229d6329e43
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(11 月 4 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2020 年 11 月 5 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14637.html
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=p163poBt_JkHO1g1Y
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年 11 月４日版）
＜厚生労働省　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=dYxldFK_LkvV6YnnY
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_oTAiTJWD2jn4mRY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=cYhhcFa7Kk_R7fjjY

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>
・スイスで 1 日感染 1 万人超　過去最多、新型コロナ
＜共同通信　2020 年 11 月 5 日＞　https://www.47news.jp/news/5458022.html
・コロナ感染防止でミンク殺処分へ　デンマーク、1500 万匹
＜共同通信　2020 年 11 月 5 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/449f992a93eb315dce60a904f13542aabea16a66
・熊本市の高校でクラスター発生
＜熊本放送　2020 年 11 月 3 日＞
https://news.goo.ne.jp/article/rkk/nation/rkk-NS0032020110317460001 11.html
・京都で教員や生徒感染、中学校休校　新型コロナ、3 日夜発表
＜京都新聞　2020 年 11 月 3 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/398675

[対策・予防]
◇<u>省庁発表</u>
・新型コロナウイルスに関する Q&A（水際対策の抜本的強化）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9w7mplvF3sAmobZlY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のお知らせを更新しました
＜厚生労働省　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u0Krupxx4IUbJzApY

◇<u>*大学等関係*</u>
・PCR 検査体制、拡充を　山梨大学長「大学活用進まず」
＜朝日新聞　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASNC37S7TNBPUZOB002.html
---

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>
・タクシー乗車 マスク着用拒否は断ります 事業者の申請を国認可
＜NHK　2020 年 11 月 4 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201104/k10012694461000.html
・寒冷地のコロナ、増加傾向に　本格的な冬への備え　積極的な換気、一定の湿度を
＜産経ニュース　2020 年 11 月 2 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/5d49dc8632c783375010cefa54f86689b675c349
・全国で新型コロナ患者が再増加の気配　欧州のような大流行を避けるためには
＜YAHOO! JAPAN　2020 年 11 月 1 日＞
****

[3] <u>*健康安全*</u>
<u>◇妊婦の血中カドミウム濃度と児の出生時体格の関連について：子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）での研究成果</u>
＜国立環境研究所メールマガジン 2020 年 11 月号　2020 年 11 月 4 日＞
http://www.nies.go.jp/whatsnew/20201002/20201002.html
****

[4] <u>*医薬品等*</u>
<u>◇動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第 76 号）</u>
［官報］　令和 2 年 11 月 5 日　号外　第 231 号　1～2 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201105/20201105g00231/20201105g002310001f.html

○農林水産省令第 76 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年 11 月５日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）
<table>
<tr><th>動物用医薬品</th><th>動物用医薬品使用対象動物</th><th>用法及び用量</th><th>使用禁止期間</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤</td><td>（略）
豚</td><td>（略）
（略）</td><td>（略）
食用に供するためにと殺する前 <u>16 日間</u></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）
<table>
<tr><th>動物用医薬品</th><th>動物用医薬品使用対象動物</th><th>用法及び用量</th><th>使用禁止期間</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤</td><td>（略）
豚</td><td>（略）
（略）</td><td>（略）
食用に供するためにと殺する前 <u>28 日間</u></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇<u>抗菌薬、正しく使って　処方量多い２０～３０代女性　専門家、薬剤耐性菌増を懸念</u>

＜毎日新聞　2020 年 11 月５日＞　https://mainichi.jp/articles/20201105/ddm/012/040/116000c

薬剤耐性（AMR）をもたらす抗菌薬の使いすぎが世界的に問題になる中、医療機関から抗菌薬を処方される量が、２０～３０代の若い女性は同じ年齢層の男性と比べて多いとの調査結果を、国立国際医療研究センターがまとめた。若い女性の方が医療機関を受診する機会が多く、抗菌薬の処方に結びつきやすいとみられる。AMR によって３０年後には世界で１０００万人もの死者が出るとも指摘されるが、専門家は抗菌薬の過剰使用につながらないよう、患者は不必要に求めず、医師も不要な人に処方しないことを求めている。

調査は、２０１３～１９年の全国の抗菌薬処方量について、厚生労働省の調剤報酬明細書（レセプト）などのデータベースを使って分析した。１９年の人口１０００人あたりの１日の抗菌薬処方量は、２０代は女性が男性より５割、３０代は４割も多かった。４０～５０代も女性の方が多かったが、２割程度にとどまった。

****

[5] ***<u>肥料</u>***

<u>◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件（農林水産省告示第 2159 号）</u>

［官報］　令和２年 11 月５日　号外　第 231 号　2～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201105/20201105g00231/20201105g002310002f.html

○農林水産省告示第 2159 号

肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を次のように定める。

令和２年11月５日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)別表第一号ニ及び第二号の農林水産大臣が定める要件は、次に掲げるものとする。

一　肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。)第四条第二項第二号に掲げる普通肥料(以下「指定配合肥料等」という。)(次号に該当するものを除く。)にあっては、当該指定配合肥料等の保証成分量を当該指定配合肥料等の主成分の含有量に基づき保証することとし、かつ、当該指定配合肥料等を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該指定配合肥料等の主成分(当該指定配合肥料等の原料として使用した普通肥料において保証されたもの(原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された当該指定配合肥料等の可溶性りん酸を除く。)に限る。)の含有量が、当該指定配合肥料等の原料として使用した普通肥料ごとに原料として使用した普通肥料の保証成分量に原料として使用した普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値(別表第一欄に掲げる指定配合肥料等にあっては、第二欄に掲げる主成分の含有量として第三欄に掲げる値)の百分の八十以上(合算した値が五未満の場合には百分の五十以上)であることとする。

二　指定配合肥料等(原料として使用した普通肥料において保証された主成分の非水溶化が生じたものに限る。)にあっては、次に掲げるものとする。

(一)　当該指定配合肥料等の保証成分量を当該指定配合肥料等の主成分の含有量に基づき保証すこと。

(二)　当該指定配合肥料等を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該指定配合肥料等の非水溶化が生じた主成分(当該指定配合肥料等の原料として使用した普通肥料において保証されたものに限り、原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証されたものであって、可溶性りん酸のみの非水溶化が生じたものの可溶性りん酸を除く。)の含有量が、当該指定配合肥料等を生産した直後の当該成分の含有量の百分の八十以上であること。

(三)　当該指定配合肥料等の同に掲げる主成分以外の主成分(当該指定配合肥料等の原料として使用した普通肥料において保証された主成分に限る。)の含有量が前号に規定する要件を満たすこと。

三　法第四条第二項第三号に掲げる普通肥料(以下「特殊肥料等入り指定混合肥料」という。)(次号に該当するもの及び主成分を保証する普通肥料を原料として使用しないものを除く。)にあっては、当該特殊肥料等入り指定混合肥料を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の主要な成分(当該特殊肥料等入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたもの(原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された当該特殊肥料等入り指定混合肥料の可溶性りん酸を除く。)に限る。)の含有量が、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料又は特殊肥料ごとに原料として使用した普通肥料の保証成分量若しくは主要な成分の含有量又は特殊肥料の主要な成分の含有量(主成分を保証した普通肥料以外の肥料にあっては、法第十八条第一項に規定する保証票(以下単に「保証票」という。)に記載されていない、又は法第二十二条の二第一項に掲げる事項(以下「表示事項」という。)として表示されていない主要な成分の含有量を含む。)に原料として使用した当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値(別表第一欄に掲げる特殊肥料等入り指定混合肥料にあっては、第二欄に掲げる主要な成分の含有量として第三欄に掲げる値)の百分の八十以上(合算した値が五未満の場合には百分の五十以上)であることとする。

四　特殊肥料等入り指定混合肥料(原料として使用した普通肥料において保証された主要な成分の非水溶化が生じたものに限る。)にあっては、当該特殊肥料等入り指定混合肥料を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の非水溶化が生じた主要な成分(当該特殊肥料等入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたものに限り、原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸のみの非水溶化が生じた当該特殊肥料等入り指定混合肥料の可溶性りん酸を除く。)の含有量が当該特殊肥料等入り指定混合肥料を生産した直後の当該成分の含有量の百分の八十以上であり、かつ、当該特殊肥料等入り指定混合肥料のその他の主要な成分(当該特殊肥

料等入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたものに限る。）の含有量が前号に規定する要件を満たすこととする。

五　法第四条第二項第四号に掲げる普通肥料（以下「土壌改良資材入り指定混合肥料」という。）（次号に該当するもの及び主成分を保証する普通肥料を原料として使用しないものを除く。）にあっては、当該土壌改良資材入り指定混合肥料を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該土壌改良資材入り指定混合肥料の主要な成分（当該土壌改良資材入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたもの（原料として使用した肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された普通肥料の可溶性りん酸を除く。）に限る。）の含有量が、当該土壌改良資材入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料又は特殊肥料ごとに原料として使用した普通肥料の保証成分量若しくは主要な成分の含有量又は特殊肥料の主要な成分の含有量（主成分を保証した普通肥料以外の肥料にあっては、保証票に記載されていない、又は表示事項として表示されていない主要な成分の含有量を含む。）に原料として使用した当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値（別表第一欄に掲げる土壌改良資材入り指定混合肥料にあっては、第二欄に掲げる主要な成分の含有量として第三欄に掲げる値）の百分の八十以上（合算した値が五未満の場合には百分の五十以上）であることとする。

六　土壌改良資材入り指定混合肥料（原料として使用した普通肥料において保証された主要な成分の非水溶化が生じたものに限る。）にあっては、当該土壌改良資材入り指定混合肥料を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該土壌改良資材入り指定混合肥料の非水溶化が生じた主要な成分（当該土壌改良資材入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたものに限り、原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性り酸のみの非水溶化が生じた当該土壌改良資材入り指定混合肥料の可溶性りん酸を除く。）の含有量が当該土壌改良資材入り指定混合肥料を生産した直後の当該成分の含有量の百分の八十以上であり、かっ、当該土壌改良資材入り指定混合肥料のその他の主要な成分（当該土壌改良資材入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたものに限る。）の含有量が前号に規定する要件を満たすこととする。

附一　この告示に掲げる主成分及び主要な成分の定量方法及び量の算出は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によること。

二　肥料の生産業者は、この告示の規定に基づき品質が低下するおそれがないことを確認するために定量し、又は算出した量を示す資料を保管すること。

別表

第一欄	第二欄	第三欄
原料として使用した肥料において昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十九号（肥料の成品質の確保等に関する法要な成分律施行規則第十一条第八項ただし書及び第九項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主要な成分の含有量の記載の方法の特例を定める件。以下「特例告示」という。）の別表の区分ごとの上欄に掲げる主成分及び下欄に掲げる主成分が保証された指定配合肥料等、特殊肥料等入り指定混合肥料及	特例告示の別表の上欄に掲げる主成分又は主要な成分	次の（一）、（二）及び（三）（指定配合肥料等にあっては、（一）及び（二））により求めた値を合算した値 （一）　原料として使用した肥料のうち特例告示の別表の上欄に掲げる主成分又は主要な成分（以下「主成分等」という。）を保証し、又は含有量を記載し、若しくは表示したものごとに当該主成分等の保証成分量又は主要な成分の含有量（以下「保証成分量等」という。）に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。 （二）　原料として使用した肥料（特例告示の別表の上欄に掲げる主成分等を保証し、又は含有量を記載し、若しくは表示したものを除く。）のうち同表下欄に掲げる主成分等（同表の一の区分の下欄に掲げる二種類の主成分を保証し、又は含有量を記載し、若しくは表示したものにあってはそれぞれの主成分等、同表二で九、七又は九の区分の下欄に掲げる二種類の主成分等を保証し、又は含有量を記載し、若しくは表示したものに

び土壌改良資材入り指定混合肥料（以下「指定混合肥料」という。）（原料として使用した肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証されたもの並びに原料として使用した肥料において保証された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の非水溶化か生じたもの（原料として使用した普通肥料において保証されたりん酸の主成分がく溶性りん酸及び水溶性りん酸又はりん酸全量、く溶性りん酸及び水溶性りん酸に限られるもの並びに原料として使用した普通肥料において可溶性りん酸及び水溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化か生じないものを除く。）のく溶性りん酸又は可溶性りん酸についてはこの限りでない。）		あっては二種類の主成分等のうち保証成分量等の大きい主成分等）の保証成分量等に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。 （三）　原料として使用した肥料（主成分を保証した普通肥料及び特例告示の別表の上欄又は下欄に掲げる主要な成分の含有量を記載し、又は表示した肥料を除く。）のうち同表の上欄に掲げる主要な成分（同表の二、三若しくは四の区分の上欄に掲げる主要な成分のうち複数の種類の主要な成分、同表の五及び六の区分の上欄に掲げる二種類の主要な成分、同表の七及び八の区分の上欄に掲げる二種類の主要な成分又は同表の九及び十の区分の上欄に掲げる二種類の主要な成分を含有するものにあっては、複数の種類の主要な成分のうち最も含有量の大きい主要な成分）の含有量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。
原料として使用した肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された指定混合肥料	く溶性りん酸	次の(一)、(二)、(三)及び(四)（指定配合肥料等にあっては、 (一)、(二)及び(三)）により求めた値を合算した値 （一）　原料として使用した肥料のうちく溶性りん酸を保証し、又は含有量を記載したものごとに当該く溶性りん酸の保証成分量等に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。 （二）　原料として使用した肥料のうち可溶性りん酸を証し、又は含有量を記載したものごとに当該可溶性りん酸の保証成分量等に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。 （三）　原料として使用した肥料（く溶性りん酸又は可溶性りん酸を保証し、又は含有量を記載したものを除く。）のうち水溶性りん酸を保証し、又は含有量を記載したものごとに当該水溶性りん酸の保証成分量等に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。 （四）　原料として使用した肥料（主成分を保証する普通肥料及びく溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸（この号において「く溶性りん酸等」という。）の含有量を記載し、又は表示した肥料を除く。）のうちく溶性りん酸等（く溶性りん酸等のうち複数の種類の成分

		を含有する肥料にあっては、く溶性りん酸等のうち最も含有量の大きいもの）を含有するものごとに当該成分の含有量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。
アルカリ分を保証し、又　は含有する肥料に水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料又は副産苦土肥料を配合した指定混合肥料	アルカリ分	次の(一)、(二)、(三)及び(四)により求めた値を合算した値 (一)　原料として使用した肥料のうちアルカリ分を保証し、又は含有量を記載したものごとに当該アルカリ分の保証成分量等に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。 (二)　水酸化苦土肥料を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料のく溶性苦土の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。 (三)　炭酸苦土肥料を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料のく溶性苦土の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。 (四)　可溶性苦土又はく溶性苦土を保証する肥料を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料の当該成分（可溶性苦土及びく溶性苦土を保証する場合には、可溶性苦土）の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。

附　則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件（農林水産省告示第 2160 号）

［官報］　令和２年 11 月５日　号外　第 231 号　4～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201105/20201105g00231/20201105g002310004f.html

○農林水産省告示第 2160 号

肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行に伴い、及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)別表第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を次のように定める。

令和２年 11 月５日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。)別表第四号の農林水産大臣が指定する材料は、次に掲げる肥料の区分に応じ、当該各号に定める材料とする。

一　規則第十一条第八項第二号イ又はロに定める値を上限値として保証成分量の数値を定める指定配合肥料(同号に規定する指定配合肥料をいう。ロにおいて同じ。)別表中国結防止材として使用する材料の項に掲げる材料(ベントナイト、けい酸石灰、シリカ粉及びなたね油を除く。)(肥料の配合又は加工に当たって当該材料のうち二以上の材料を使用する場合にあっては、それぞれの材料の含有量の上限値以下の含有量となるよう使用され、かっ、当該二以上の材料の含有量の合計が全重量の三%以下の含有量となるよう使用された場合に限る。)

二　指定配合肥料(第一号に掲げるものを除く。)別表中国結防止材として使用する材料の項、飛散防止材として使用する材料の項、浮上防止材として使用する材料の項、組成均一化促進材として使用する材料の項、効果発現促進材として使用する材料の項及び着色材として使用する材料の項に掲げる材料(肥料の配合又は加

工に当たって同一の項に掲げる材料を二以上使用する場合にあっては、それぞれの材料の含有量の上限値以下の含有量となるよう使用され、かつ、当該二以上の材料の含有量の合計が、当該二以上の材料の全重量中の含有量の上限値のうち最も高い上限値以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

三　規則第十一条第八項第四号に規定する指定化成肥料別表中固結防止材として使用する材料の項、飛散防止材として使用する材料の項、浮上防止材として使用する材料の項、組成均一化促進材として使用する材料の項、効果発現促進材として使用する材料の項、着色材として使用する材料の項及び粒状化促進材として使用する材料の項に掲げる材料（肥料の配合又は加工に当たって同一の項に掲げる材料を二以上使用する場合にあっては、それぞれの材料の含有量の上限値以下の含有量となるよう使用され、かつ、当該二以上の材料の含有量の合計が、当該二以上の材料の全重量中の含有量の上限値のうち最も高い上限値以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

四　規則第十一条第九項に規定する特殊肥料等入り指定混合肥料別表の固結防止材として使用する材料の項、飛散防止材として使用する材料の項、浮上防止材として使用する材料の項、組成均一化促進材として使用する材料の項、効果発現促進材として使用する材料の項、着色材として使用する材料の項及び粒状化促進材として使用する材料の項に掲げる材料（肥料の配合又は加工に当たって同一の項に掲げる材料を二以上使用する場合にあっては、それぞれの材料の含有量の上限値以下の含有量となるよう使用され、かっ、当該二以上の材料の含有量の合計が、当該二以上の材料の全重量中の含有量の上限値のうち最も高い上限値以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

五　規則第十一条第十項に規定する土壌改良資材入り指定混合肥料別表の固結防止材として使用する材料の項、飛散防止材として使用する材料の項、浮上防止材として使用する材料の項、組成均一化促進材として使用する材料の項、効果発現促進材として使用する材料の項、着色材として使用する材料の項及び粒状化促進材として使用する材料の項に掲げる材料（指定土壌改良資材（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第二項第四号に規定する指定土壌改良資材をいう。別表において同じ。）の混入又は加工に当たって同一の項に掲げる材料を二以上使用する場合にあっては、それぞれの材料の含有量の上限値以下の含有量となるよう使用され、かつ、当該二以上の材料の含有量の合計が、当該二以上の材料の全重量中の含有量の上限値のうち最も高い上限値以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

別表（第一号から第五号まで関係）

区分	材料
固結防止材（肥料の固結を防止する材料をいう。）として使用する材料	ベントナイト（肥料の配合又は加工に当たって全重量の九％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） シリカゲル（肥料の配合又は加工に当たって全重量の六％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） けいそう土（肥料の配合又は加工に当たって全重量の五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 滑石粉末（肥料の配合又は加丁に当たって全重量の四％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） クレー（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） けい酸石灰（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） けい石粉末（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） シリカヒューム（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） ゼオライト（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

	パーライト（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） シリカ粉（肥料の配合又は加丁に当たって全重量の二％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 潤滑油（けいそう土、滑石粉末、クレー又はパーライトと併用されたものであって、肥料の配合又は加丁に当たって全重量の一％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） なたね油（肥料の配合又は加丁に当たって全重量の〇・三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）
飛散防止材（肥料の飛散を防止する材料をいう。）として使用する材料	鉱油（肥料の配合又は加工に当たって全重量の〇・五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）
浮上防止材（肥料の浮上を防止すス材料をいう。）として使用する材料	安山岩粉末（肥料の配合又は加工に当たって全重量の十八％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） かんらん岩粉末（肥料の配合又は加工に当たって全重量の十八％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） けつ岩粉末（肥料の配合又は加工に当たって全重量の十八％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 砂岩粉末（肥料の配合又は加工に当たって全重量の十五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） けい石粉末（肥料の配合又は加工に当たって全重量の十一％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）
組成均一化促進材（肥料の組成の均一化を促進する材料をいう。）としア使用する材料	石こう（肥料の配合又は加工に当たって全重量のヒ十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 安山岩粉末（肥料の配合又は加工に当たって全重量の六十五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） けつ岩粉末（肥料の配合又は加工に当たって全重量の六十五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 砂岩粉末（肥料の配合又は加工に当たって全重量の六十五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） ベントナイト（肥料の配合又は加工に当たって全重量の四十一％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） クレー（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三十四％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 腐植酸（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三十二％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） ゼオライト（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） セピオライト（肥料の配合又は加工に当たって全重量の二十一％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 亜炭（肥料の配合又は加工に当たって全重量の二十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 泥炭（肥料の配合又は加工に当たって全重量の二十％以下の含有量となるう使用された場合に限る。）
効果発現促進材（肥料の	酸化第二鉄（肥料の配合又は加工に当たって鉄相当量に換算して全重量の二十一％以

効果の啓現を促進する材料をいう。）として使用する材料	下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 硝酸石灰（肥料の配合又は加工に当たってカルシウム相当量に換算して全重量の十九％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 硫酸第一鉄（肥料の配合又は加工に当たって鉄相当量に換算して全重量の十二・六％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 硫酸亜鉛（肥料の配合又は加工に当たって亜鉛相当量に換算して全重量の十二・五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） エチレンジアミン四酢酸鉄（肥料の配合又は加工に当たって鉄相当量に換算して全重量の十・一％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 硫酸銅（肥料の配合又は加工に当たって銅相当量に換算して全重量の八・八％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） ジエチレントリアミン五酢酸鉄（肥料の配合又は加工に当たって鉄相当量に換算して全重量の三・七％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） エチレンジアミン四酢酸亜鉛（肥料の配合又は加工に当たって亜鉛相当量に換算して全重量の三・一％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） モリブデン酸塩（肥料の配合又は加工に当たってモリブデン相当量に換算して全重量の二・一％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） エチレンジアミン四酢酸銅（肥料の配合又は加工に当たって銅相当量に換算して全重量の一・九％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 硫酸第二鉄（肥料の配合又は加工に当たって鉄相当量に換算して全重量の〇・二％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） エチレンジアミン四酢酸カルシウム（肥料の配合又は加工に当たってカルシウム相当量に換算して全重量の〇・一％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） エチレンジアミン四酢酸モリブデン（肥料の配合又は加工に当たってモリブデン相当量に換算して全重量の〇・〇二％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）
着色材（肥料を着色する材料をいう。）として使用する材料	腐植酸（肥料の配合又は加工に当たって全重量の五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） カーボンブラック（肥料の配合又は加工に当たって全重量の二％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）
粒状化促進材（肥料の粒状化を促進する材料をいう。）として使用する材料	かんらん岩粉末（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） クレー（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） けい石粉末（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） けいそう土（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） ゼオライト（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 石こう（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） でんぷん（肥料の配合又は加丁に当たって全重量の三十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 糖蜜（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）

	ベントナイト（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） リグニンスルホン酸（肥料の配合又は加工に当たって全重量の三十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） こんにやく飛粉（肥料の配合又は加工に当たって全重量の十五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） セピオライト（肥料の配合又は加工に当たって全重量の十五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） イースト菌発酵濃縮廃液（肥料の配合又は加工に当たって全重量の十三％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） アンモニア液又はアンモニアガス（中和造粒のために使用する場合であって、肥料の配合又は加工に当たって全重量の十％以下の含有量となるよう使用されたときに限る。） カオリン（肥料の配合又は加丁に当たって全重量の十％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 砂岩粉末（肥料の配合又は加丁に当たって全重量の十％以下の含有量となるよう用された場合に限る。） 硫酸（中和造粒のために使用する場合であって、肥料の配合又は加工に当たって全重量の十％以下の含有量となるよう使用されたときに限る。） りん酸液（中和造粒のために使用する場合であって、肥料の配合又は加工に当たって全重量の十％以下の含有量となるよう使用されたときに限る。） 滑石粉末（肥料の配合又は加工に当たって全重量の九％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） アクバルシャイト（肥料の配合又は加工に当たって全重量の六％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） パルプ廃液（肥料の配合又は加工に当たって全重量の六％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 安山岩粉末（肥料の配合又は加工に当たって全重量の五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） カルボキシメチルセルロース（肥料の配合又は加工に当たって全重量の五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） コーンスターチ（肥料の配合又は加工に当たって全重量の五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） ぬか（肥料の配合又は加工に当たって全重量の五％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 軽焼マグネシア（肥料の配合又は加工に当たって全重量の一・二％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。） 消石灰（肥料の配合又は加工に当たって全重量の一％以下の含有量となるよう使用された場合に限る。）
備考 第五号の規則第十一条第十項に規定する土壌改良資材入り指定混合肥料にあっては、この表の各項中「肥料の配合又は加工」とあるのは、「指定土壌改良資材の混入又は加工」とする。	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

（肥料取締法施行規則第一条第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件の廃止）

２　平成二十五年十二月五日農林水産省告示第二千九百四十三号(肥料取締法施行規則第一条第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件)は、廃止する。

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇英国産家禽の輸入を一時停止　農水省、鳥インフル発生

＜共同通信　2020 年 11 月 4 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/fce7ee49e887d2af4605c807cb8fe1c180ca6529

****

[7] ***廃棄物関係***

◇ペットボトル原料、化石由来をゼロに　サントリーの挑戦

＜朝日新聞　2020 年 11 月 2 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASNBY6617NBGULBJ00N.html?iref=sp_ecotop_feature2_list_n002

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇アメリカ パリ協定から正式離脱 地球温暖化対策の国際的枠組み

＜NHK　2020 年 11 月 5 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201105/k10012695871000.html

---

◇菅首相、原発新増設「現時点で考えず」　温室ガス「５０年ゼロ」達成で―衆院予算委

＜時事通信　2020 年 11 月 4 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2466202

◇気候安全保障とはなにか ～まだ知らない気候変動のリスクに気づく～

＜国立環境研究所メールマガジン 2020 年 11 月号　2020 年 11 月 4 日＞

http://www.nies.go.jp/whatsnew/20201001/20201001.html

◇世界の一酸化二窒素（N20）収支 2020 年版を公開

＜国立環境研究所メールマガジン 2020 年 11 月号　2020 年 11 月 4 日＞

http://www.nies.go.jp/whatsnew/20201005/20201005.html

◇地球温暖化が近年の日本の豪雨に与えた影響を評価しました

＜国立環境研究所メールマガジン 2020 年 11 月号　2020 年 11 月 4 日＞

http://www.nies.go.jp/whatsnew/20201020/20201020.html

****

[9] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産省告示第 2158 号）

［官報］　令和 2 年 11 月 5 日　本紙　第 367 号　8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201105/20201105h00367/20201105h003670008f.html

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第２回 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会　リスク評価ワーキンググループ（ペーパーレス）を開催します　　11 月 17 日

＜厚生労働省　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=KdA5KA7jcheJtdi7Y

国によるリスク評価のあり方について

・学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議（第 3 回）の開催について　　11 月 9 日、オンライン

＜文部科学省　2020 年 11 月 4 日＞

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/059/kaisai/00002_00002.htm
1. 学校施設のバリアフリー化等の推進について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]
・第１４回　厚生科学審議会健康危機管理部会　議事録　　１０月８日
＜厚生労働省　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r1a_rohl9JEPM1k9Y
（1）部会長代理の指名について
（2）国際保健規則に基づく国家連絡窓口機能の強化に関する令和２年度厚生科学課補正予算事業について
（3）化学災害・テロ対策について
（4）　新型コロナウイルス感染症への対応について
（5）健康危機管理調整会議の開催状況について
（6）その他
****

[11] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の 開催について
＜農林水産省　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201105.html
本日、香川県三豊市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日 7 時 50 分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について議論します。
当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
・香川・三豊市で鳥インフル発生か　養鶏場大量死、国が確定検査中
＜共同通信　2020 年 11 月 5 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/eb6228a250293fed684479a931a3e3fc33755928

・北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.env.go.jp/press/108635.html
　　調査期間：令和２年 10 月 31 日～同年 11 月２日
北海道紋別市において採取された野鳥糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを受けて、北海道が 10 月 31 日から 11 月 2 日の 3 日間、現地の野鳥の生息状況などの調査を実施したところ、野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。

◇*その他*

・高度プロフェッショナル制度　1 年半で約 20 社、858 人にとどまる
＜毎日新聞　2020 年 11 月 3 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/56aebb60e8ef3f60aee918451b3e433b7e40f5f3

・留学生 75%「経済的に困窮」　コロナ禍でアルバイト減、公的支援も乏しく　神奈川
＜毎日新聞　2020 年 11 月 4 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/321d096b300c3e419ec582bd80891f0c398473e9

・文科省「通達」意味ある? 就活やはり長期化

大学３年生の就活「早く始まり長期化する」は本当か
＜毎日新聞　2020 年 11 月 5 日＞
https://mainichi.jp/premier/business/articles/20201104/biz/00m/020/003000c
****
[付録]
◇*日本学術会議　任命拒否問題*
〇マスコミ報道
・そもそも学術会議とは　その使命と、政府との関係の歴史
＜朝日新聞　2020 年 10 月 29 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASNBX0510NBVULBJ017.html
・６人任命、担当相に求める　学術会議が検証開始
＜朝日新聞　2020 年 11 月 3 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASNBZ4330NBYULBJ009.html
・首相に「指揮監督権なし」　学術会議巡る 83 年政府文書
＜共同通信　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.47news.jp/news/5456948.html
・政府、「法解釈一貫」根拠示せず 学術会議の会員任命で
＜共同通信　2020 年 11 月 4 日＞
https://www.msn.com/ja-jp/news/national/%e6%94%bf%e5%ba%9c-%e6%b3%95%e8%a7%a3%e9%87%88%e4%b8%80%e8%b2%ab-%e6%a0%b9%e6%8b%a0%e7%a4%ba%e3%81%9b%e3%81%9a-%e5%ad%a6%e8%a1%93%e4%bc%9a%e8%ad%b0%e3%81%ae%e4%bc%9a%e5%93%a1%e4%bb%bb%e5%91%bd%e3%81%a7/ar-BB1aFB3l
・杉田和博副長官が任命拒否を報告　首相、決裁前に６人把握
＜共同通信　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.47news.jp/news/5456500.html
・任命拒否、面会断る杉田氏　会長に見せず「衝撃」の文書
＜朝日新聞　2020 年 11 月 5 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASNC46HWHNC4UTIL001.html?iref=comtop_7_03
********** 以上 **********